

店舗・施設・事務所(企業)の方へ

禁煙のステッカーを無料で配布します

ステッカーを希望する場合は、裏面の申込用紙に必要事項を記入し、FAXまたは郵送してください。

尚、飲食店は、「豊橋市受動喫煙防止条例」により「禁煙」の標識掲示も義務づけられています。



禁煙

加熱式たばこも、ご遠慮いただいております。

No Smoking

No Heated Tobacco

「健康増進法の一部を改正する法律」(令和2年4月全面施行)により

飲食店や職場など多くの施設は原則屋内禁煙です

ルール

多くの施設で**屋内は原則禁煙**です。

学校・病院・児童福祉施設等は、**屋内も敷地内も原則禁煙**

例



学校



病院



保育園・幼稚園・認定こども園

※豊橋市受動喫煙防止条例により喫煙場所の設置も不可



飲食店や職場等は、**屋内は原則禁煙**

例



事務所



飲食店



工場



ホテル

例外あり:
屋内でも基準を満たした喫煙室、ホテルや旅館の客室、住居、法に基づく届出済の小規模飲食店等では喫煙することができます。

ルール

タバコを吸う時や喫煙場所を設置する際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないように配慮しなければなりません。



罰則等

違反時には、罰則等が科せられる場合があります。

禁煙エリアでの喫煙(加熱式たばこ含む)
禁煙エリアへの灰皿等の設置

対象:すべての人 **最大30万円**
対象:管理権原者 **最大50万円**



【申込・問合せ先】

豊橋市保健所 健康政策課

〒441-8539 豊橋市中野町字中原100番地
電話0532-39-9149 FAX 0532-38-0780



ご希望のステッカーをお選びください。

敷地内禁煙

建物内全体及びその建物の敷地内が終日禁煙で灰皿等がなく、喫煙を禁止している。

A 金枠(10cm×15cm)



B 銀枠(10cm×15cm)



C 大 (14cm×21cm)

D 小 (10cm×15cm)



屋内禁煙

建物内全体が終日禁煙で灰皿等がなく、喫煙を禁止している。
屋外の喫煙場所は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所に設置している。

屋外喫煙所の配慮(例)

- 出入口を避ける
- 人が多く集まる場所は避ける
- 屋内に煙が入らないようにする

E 銅枠(10cm×15cm)



F 大 (14cm×21cm)

G 小 (10cm×15cm)



禁煙

H (15cm×10cm)



A~Gのステッカーは在庫限りとなります。ご希望のステッカーが在庫切れの場合、同等のステッカーを配布します。ご了承ください。

申込用紙

切り離さずそのままFAXまたは郵送してください

豊橋市保健所 健康政策課 受動喫煙防止対策担当者 行 (FAX: 0532-38-0780)

業種	1. 教育機関 2. 保健、医療施設 3. 児童施設 4. 老人福祉施設 5. 飲食店 6. 宿泊施設 7. 店舗・娯楽施設 8. 企業、事務所、金融機関 9. その他									
施設名										
施設所在地	〒 - 豊橋市 テナント内で(ある ・ ない)									
申込者	氏名: _____ (電話: - -)									
ご希望のステッカー	敷地内禁煙				屋内禁煙			禁煙		
	A	B	C(大)	D(小)	E	F(大)	G(小)	H		
希望枚数(枚)										
受理日				受付番号					ご協力ありがとうございます。	